

## 第12章 事後調査計画

### 12.1 工事中

工事中における影響評価項目（大気質、騒音、振動、水質、地下水、植物、動物、生態系、ふれあい活動の場、廃棄物、温室効果ガス）の環境保全措置は、下記の①～④に該当せず、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないため、事後調査は実施しないものとする。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 代償措置を講じる場合において、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

### 12.2 存在・供用時

存在・供用時における影響評価項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、地形及び地質、植物、動物、生態系、景観、ふれあい活動の場、温室効果ガス）の環境保全措置は、下記の①～④に該当せず、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないため、事後調査は実施しないものとする。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 代償措置を講じる場合において、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

なお、上野最終処分場の安定化に係る事後調査は、第11章に示す通り実施する。

